

平成31年4月26日 久留米市 工事発注表

入札番号	16-2	【電子入札案件】
業種	機械器具設置工事	
工事名	市庁舎10号エレベーター改修工事	
工事場所	城南町	
工期	150日間	
予定価格	18,314,640円(税込)	【入札書比較価格】 16,958,000円(税抜)
最低制限価格	16,713,000円(税込)	【最低制限比較価格】 15,475,000円(税抜)
開札日時及び場所	平成31年5月16日(木) 13時40分 総務部契約課(久留米市庁舎13階)	
入札保証金	免除	
契約保証金	必要(契約締結時に請負金額の10%以上を付すこと。)	
契約条項を示す場所	総務部契約課(久留米市庁舎13階)	
支払条件	前払金	契約金額100万円以上の場合 有り (契約金額の40%以内)
	中間前払金	契約金額100万円以上の場合 有り (契約金額の20%以内)
	部分払	無し
議会の議決	不要	
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> 入札書の締切時点で、以下の条件を満たしていること。 福岡県内に営業所(建設業法第3条第1項による)を有し、かつ久留米市競争入札参加有資格者名簿(久留米市契約事務規則(昭和50年4月1日久留米市規則第9号)第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿)(以下、「名簿」という。)に当該営業所が登録されている者であること。 名簿に機械器具設置工事を第一希望で登録されている業者であること。 平成21年4月1日以降、官公庁等発注の750kg以上の乗用エレベーター設置工事について、元請として竣工した実績を有すること。(共同企業体の場合は、代表者としての実績を有すること。) 技術者等の配置について、以下の条件を満たすこと。 この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に従い配置できること。 この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある現場代理人を常駐で配置できること。 <p>※現場代理人及び技術者の配置要件については、「現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱」を確認すること。</p>	
入札参加必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 入札金額積算内訳書 ※金抜き設計書(Excel)をダウンロードし、内訳書を作成すること。なお、金抜き設計書を利用せず従前のとおり作成しても良い。金抜き設計書の利用方法など詳細は、入札金額積算内訳書取扱い要領及び記載例を参照すること。 ※いずれも電子入札システムに添付すること。 同種工事実績調書(第5号様式の1) 	
資格審査の方法	事後審査型 ※落札候補となった者のみ資格審査を行う。	
入札方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書受付期間内に、電子入札システムより入札を行うこと。(但し、パソコントラブル等によりやむを得ず電子入札に参加できない場合は、紙入札方式参加届出書を提出することにより、紙入札を認める。詳細は「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」を参照)</p> <p>入札書受付期間：平成31年5月10日(金) 8時30分 から 平成31年5月15日(水) 20時00分(システム終了時)まで</p> <p>(2) 入札を行う際は、電子入札システムにより入札金額積算内訳書及び同種工事実績調書(ファイル・データ)を添付すること。</p>	
設計図書等の配布方法	「市ホームページ」>電子入札システムポータル>入札情報公開システムより配布 案件パスワード【kurume】を入力の上、ダウンロードすること。	

入札の無効	<p>(1) 入札書締切時点における名簿の登載内容（商号、代表者、受任者、住所等）が正しくない場合。入札書及び入札参加必要書類等の内容と名簿の内容が異なる場合。</p> <p>(2) 入札参加必要書類が不足又は期限までに提出がない場合。</p> <p>(3) 久留米市電子入札運用基準（平成24年契第380号）第11条各号のいずれかに該当する入札。</p> <p>(4) 提出された入札金額積算内訳書が入札金額積算内訳書取扱い要領第4条各号のいずれかに該当する場合。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第12条各号のいずれかに該当する場合。</p>
開札の立会い	電子入札案件において、開札の立会いは行わない。
質問書受付期間及び受付場所	<p>公告日から 平成31年5月9日（木） 17時15分 まで</p> <p>工事施工課（設備課 メールアドレス setsubi@city.kurume.fukuoka.jp Fax 番号 0942-30-9707）</p>
質問に対する回答	質問者に電子メール等で回答。但し、質問内容によっては、本市 HP 上に掲載することもありますので、ご注意ください。